No.１２

令和５年（９月）

第４回定例会議案

熊谷市

目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第６３号	熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例	学校教育課	１
第６４号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例	保　育　課	２
第６５号	熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例	予　防　課	３
第６６号	新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する熊谷市職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例	職　員　課	６
第６７号	熊谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例	障害福祉課	７
第６８号	工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市立大原中学校特別教室棟内部改修建築工事）	教育総務課（契約課）	９
第６９号	市道路線の認定について	管　理　課	１０

議案第６３号

熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例

熊谷市立学校設置条例（平成１７年条例第８８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号の表熊谷市立男沼小学校の項を削り、同表熊谷市立小島小学校の項の次に次のように加える。

熊谷市立妻沼西小学校	熊谷市弥藤吾７０４番地

第２条第１号の表熊谷市立太田小学校の項及び熊谷市立妻沼南小学校の項を削る。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和５年９月４日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立妻沼西小学校を設置するとともに、熊谷市立男沼小学校、熊谷市立太田小学校及び熊谷市立妻沼南小学校を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第６４号

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立太田児童クラブの項を削り、同表中「熊谷市立妻沼南児童クラブ」を「熊谷市立妻沼西児童クラブ」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和５年９月４日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立妻沼西小学校の設置に伴い、熊谷市立妻沼南児童クラブの名称を変更するとともに､熊谷市立太田児童クラブを廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第６５号

熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例

熊谷市火災予防条例（平成１８年条例第１８４号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項第３号の２中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第１１条の２第１項第４号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第１３条第１項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が１０キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が１０キロワット時を超え２０キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和５年消防庁告示第７号)第２に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造にしなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第１３条第３項を次のように改める。

３　第１項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第３に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から３メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第１３条第４項中「第２項並びに本条第１項」を「第１１条の２第１項第４号」に改める。

第４４条第１３号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が２０キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第３厨房設備の部気体燃料の款の次に次のように加える。

固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	―	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	―	80	30	―	30

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の熊谷市火災予防条例（以下「新条例」という。）第１３条第１項に規定する蓄電池設備（附則第４項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第１１条第１項第３号の２（新条例第８条の３第１項及び第３項、第１１条第３項、第１２条第２項及び第３項並びに第１３条第２項及び第４項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。

３　この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第１３条第１項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第１３条第１項の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。

４　新条例第１３条第１項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの

及びこの条例の施行の日から起算して２年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

令和５年９月４日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、蓄電池設備の位置、構造及び管理に関する基準の見直し等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第６６号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する熊谷市職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する熊谷市職員の特殊勤務手当に関する条例（令和２年条例第３３号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和５年９月４日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第６７号

熊谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

（目的）

第１条　この条例は、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２４条の規定に基づき、障害者、障害者を扶養する者及び介護者（以下「障害者等」という。）並びに障害者団体の利用に係る市の設置した公の施設の使用料又は利用料金を減額し、又は免除することにより、障害者等の経済的負担の軽減及び障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

⑴　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

⑵　都道府県又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者

⑶　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

２　この条例において「介護者」とは、障害者に現に付き添って介護をしている者（障害者１人につき、障害者に付き添って介護をしている者が２人以上いる場合は、１人に限る。）をいう。

３　この条例において「障害者団体」とは、障害者又は障害者を扶養する者を主な構成員とする団体で、規則で定める基準に適合するとして市長が認めたものをいう。

（使用料等の減免）

第３条　障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する

場合は、当該公の施設の使用料又は利用料金（附属設備等の利用に係る使用料又は利用料金を除く。以下「使用料等」という。）を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。ただし、入場料若しくはこれに類する料金を徴収する場合又は営業的行為で利用する場合は、この限りでない。

（委任）

第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和６年１月１日から施行する。

令和５年９月４日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

障害者等の経済的負担の軽減及び障害者の社会参加の促進を図るため、市の設置した公の施設の使用料等を減免したいので、この案を提出するものであります。

議案第６８号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和５年議決第４６号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「４　契 約 金 額　　２４２，０００，０００円」を

「４　契 約 金 額　　２４６，６２０，０００円」に変更する。

令和５年９月４日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立大原中学校特別教室棟内部改修建築工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第６９号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和５年９月４日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

開発行為に伴い本市に帰属された道路等を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
1	市道　50882　号線	肥塚一丁目３８２番１４地先 肥塚一丁目３８２番１９地先	
2	市道　60618　号線	末広二丁目７９番５地先 末広二丁目５０番１７地先	
3	市道　妻沼3606　号線	八木田字上１４３番３地先 八木田字上１４２番１地先	
4	市道　江南6241　号線	塩字北原１０５９番８地先 小江川字天王原２００１番１０地先	
5	市道　江南6242　号線	小江川字天王原２００１番１０地先 小江川字天王原２００１番１地先	